

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正(担い手3法の改正)

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進
そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

↓
基本理念を実現するため

発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化

(例) 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

↓
品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化
公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達
建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

<背景>

ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 現場の担い手不足、若年入職者減少
発注者のマンパワー不足 地域の維持管理体制への懸念 受発注者の負担増大

<目的> インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

改正のポイント : 目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ ダンピング受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

改正のポイント : 発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○ 発注者間の連携の推進 等
- 効果
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・ 歩切りの根絶
 - ・ ダンピング受注の防止 等

改正のポイント : 多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や 機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力

国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)

国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定